

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 7 年 9 月 9 日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 高田 克己

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

名古屋市総務局における乗用自動車の賃貸借 1 台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

(4) 借入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、単価（月額賃借料）で行うものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。紙による入札書の提出は、原則として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要領（平成 18 年 3 月 30 日付け 17 財監第 73 号）に基づき、やむを得ないと認められる事由により総務局総務課（以下「入札担当課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「物件の買入／借入」、申請業種「自動車・自転車」または「物件の借入れ」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1 月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市総務局総務課

（名古屋市役所本庁舎 3 階）

電話 052-972-2103

- (2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

- (3) 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 7 年 9 月 16 日午前 9 時から令和 7 年 9 月 19 日午後 3 時まで

- (4) 開札日時及び開札場所

日時 令和 7 年 9 月 19 日午後 3 時 10 分

場所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市総務局総務課（入札担当課）

（名古屋市役所本庁舎 3 階）

電話 052-972-2103

入札は 3 回までとし、不落の場合、2 回目を令和 7 年 9 月 22 日午前 10 時 10 分、3 回目を令和 7 年 9 月 22 日午後 4 時 10 分に開札する。

4 本公告に対する質問

- (1) 質問方法

質問は、電子入札システムにより送信すること。ただし、IC カードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により入札担当課の承諾を得た場合に限り、ファックスにより質問を行うことができる。

- (2) 質問期限

令和 7 年 9 月 11 日午後 5 時 00 分

- (3) 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供する。ただし、IC カードの名義人の変更、破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により入札担当課の承諾を得た場合に限り、入札担当課窓口にて閲覧することができる。

ファックスにて質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほかに個別にファックスにて回答する。

回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

(4) 回答期限

令和 7 年 9 月 12 日午後 5 時 00 分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（月額賃借料）で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 確認申請書の提出方法、提出期間

落札候補者となった者は、確認申請書を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙による確認申請書を 3（1）に示す場所に持参することができる。

提出期間 令和 7 年 9 月 22 日から令和 7 年 9 月 24 日 午後 5 時 30 分まで

(8) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。